

# 鳥取県指導農業士制度について

## 1 指導農業士について

農業後継者の育成や地域農業の振興を図るため、行政機関、農業関係団体は農業改良普及事業、試験研究、就農対策など各種支援策を講じているが、これらの実施に当たっては、優れた経営を実践している農業者や地域のリーダーとして活躍している農業者の協力が不可欠である。

このため、県（農業改良普及所等）などの要請に応じ、次のような活動を行っていただける農業者を指導農業士として、市町村長から推薦を受け、知事が認定している。

### （1）新規就農者の育成

- ・新規就農希望者等の研修受入れ
- ・新規就農者に対する技術及び経営に関する指導、援助等

### （2）農村青年や農村女性グループ等の活動に対する指導、援助

### （3）農業改良普及事業への協力

- ・新技術等実証展示ほの設置
- ・普及活動に対する評価や提言等

### （4）市町村及び県の農政への提言と地域農業振興への協力

- ・市町村が設置する農政審議会等への参加
- ・農業体験学習の受け入れ等

## 2 これまでの経緯

昭和51年	9月	指導農業士制度発足（100名認定）	※任期5年
昭和57年	10月	青年農業士制度発足（25名認定）	※任期3年
昭和61年	9月	婦人農業士制度発足（36名認定）	※任期5年
平成5年	1月	指導農業士 59名、青年農業士 36名 婦人農業士 52名	※任期3年に一本化 計147名
平成7年	9月	婦人農業士を女性農業士に改称	
平成8年	1月	指導農業士 61名、青年農業士 33名 女性農業士 52名	計146名
平成14年	1月	指導農業士に名称を一本化	
平成14年	3月	指導農業士 127名（男性81名、女性46名）	
平成17年	2月	指導農業士 104名（男性69名、女性35名）	
平成20年	2月	指導農業士 77名（男性51名、女性26名）	
平成23年	2月	指導農業士 75名（男性54名、女性21名）	
平成26年	2月	指導農業士 73名（男性54名、女性19名）	
平成29年	1月	指導農業士 77名（男性60名、女性17名）	
令和2年	2月	指導農業士 75名（男性58名、女性17名）	
令和5年	2月	指導農業士 74名（男性57名、女性17名）	
令和7年	10月	指導農業士 73名	

## 3 指導農業士の組織について

指導農業士相互の連携及び研修を図るため、自主的な組織として設立。各指導農業士からの会費により運営。毎年、研修会や他県の農業士と情報交換等を行っている。

○地区農業士連絡協議会 農業改良普及所の管轄区域毎に7つの地区協議会を設置。  
(鳥取、八頭、倉吉、東伯、大山、米子、日野)

○鳥取県農業士連絡協議会 県内7つの地区協議会をもって県協議会を構成。  
令和7年度 会長 西尾 祥幸 氏（鳥取市） 主力作物：ラッキョウ、梨  
副会長 丸山 環 氏（琴浦町） 主力作物：芝  
〃 河岡 年行 氏（境港市） 主力作物：白ネギ

○中国四国指導農業士連絡協議会 中国四国9県の県協議会をもって構成。

○全国指導農業士連絡協議会 44道府県の県協議会をもって構成  
(東京都、石川県、富山県を除く)